

〔Ⅰ〕 スケジュールと基本課題 ― 「市民による岡山県人権政策推進指針の提案」

(1) 若者と学ぶ人権学習会 2017 (3回)

第1回 (5月27日 10:00~12:30) …… 「提案」作成の基本的考え方及び基本構成

第2回 (8月26日 10:00~12:30) …… 「提案(第1次案)」の検討

第3回 (11月25日 10:00~12:30) …… 「提案(第1次案)」の作成

(2) 岡山県地域人権問題研究集会 2018・第1分科会 (2月3日)

「提案(第1次案)」の検討

(3) 若者と学ぶ人権学習会 2018 (3回)

これまでの「提案(第1次案)」の検討を踏まえて、「提案(最終案)」に練り上げていく。

〔Ⅱ〕 「市民による岡山県人権政策推進指針の提案」の基本骨格

(1) 今なぜ「市民による岡山県人権政策推進指針の提案」か？

・これまでの経緯

……第1次(2001年)から第4次(2016年)指針とパブリックコメント

・にもかかわらず基本的人権についての無理解あるいは曲解が暴露

……「部落差別」固定化法の成立(2016年12月9日)

・背景: 「安倍政治」の登場

……反「立憲主義」(権力の暴走)・反「個人」(人権侵害)・少数者や反対者の無視(不信)・差別(分断)・戦争

・新しい市民運動の問題提起

……立憲主義(権力の制限)・個人の尊厳(基本的人権)・リスペクト(信頼)・共闘(連帯)・平和

・「安倍政治」VS「市民政治」

……「不信と分断の戦争の政治」VS「信頼と連帯の平和の政治」

(2) 第1次から第4次指針の基本的問題点

《基本問題》市民を「啓発・教育」の対象として、行政が市民をコントロールする構造となっている点で、視点が逆立ちしている。誰が、誰に対して与える「指針」なのか。市民が行政に与える「視点」となっている点が最大の問題点である。

《問題点》

- ・「立憲主義」の視点の欠如
- ・「基本的人権」の無理解ないし曲解＝人権の定義の欠如
- ・主権者としての「市民」の視点の欠如
- ・勤労者としての「市民」の視点の欠如
- ・人権問題の取り上げ方が恣意的